

GIFU

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県岐阜市本郷町七丁目5番地

氏 名 有限会社ブルーボックス
取締役 荒井 美津子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜市長 柴 橋 正 直



許可の年月日 令和 5年 7月 1日

許可の有効年月日 令和10年 6月30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え、保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記 9品目は、石綿含有産業廃棄物を含む。

廃油

上記 1品目は、石綿含有産業廃棄物を除く。

合計 10品目

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

(3) 積替え、保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記 7品目は、石綿含有産業廃棄物を含む。

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) ア 所在地

岐阜市秋沢2丁目147番2

イ 面積

34.4 m² (保管面積 34.4 m²)

ウ 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類

上記 7品目は、石綿含有産業廃棄物に限る。

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

エ 保管上限

28.72 m³

オ 高さ

1.1 m

(2) ア 所在地

岐阜市秋沢2丁目134番1

イ 面積

1,793 m² (保管面積 49.5 m²)

ウ 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類

上記 7品目は、石綿含有産業廃棄物を除く。

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

エ 保管上限

59.02 m³

オ 高さ

1.2 m

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

H 5. 7. 1 新規許可

H15. 7. 1 更新許可

H18. 11. 17 変更許可

H19. 5. 15 変更許可 (石綿含有産業廃棄物の取り扱いについての表記済)

H20. 7. 1 更新許可

H25. 7. 1 更新許可

H30. 7. 1 更新許可

R 5. 7. 1 更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無